

## 平成24年度第4回富田林市入札等監視委員会（会議の概要）

1. 開催日時 平成25年2月12日（火）午前9時30分～

2. 開催場所 富田林市役所 2階 201会議室

### 3. 議 題

(1) 委員の委嘱について

(2) 入札及び契約手続きの運用状況等について（平成24年10月～12月）

① 工事の発注状況について（報告）

(3) 発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議（平成24年10月～12月の3ヶ月分）

① 「甲田浄水場監視装置更新」

② 「平成24年度富田林市MCA同報系防災無線システム増設工事」

③ 「20120707 大雨佐備神山農道災害復旧工事」

④ 「(24) 地下埋設物調査」

⑤ 「西板持町農道鉄板設置改修工事」

#### 【質問・意見等】

委 員：①、②について、特に①は高額な案件で特命随意契約である。条件付一般競争入札で参加者がいなかったが、なぜ参加者がいなかったのか。

担当課：推測だが、設備機器には多くの企業機密が含まれている。企業秘密等の情報が開示されていない状況では入札に参加するにはリスクを伴うと感じられ、入札を見合わされたと考えている。

委 員：当該契約業者はもともと甲田浄水場の監視装置の設置業者か。

担当課：はい。

委 員：一度納入するとずっとその業者がするという事になるか。

担当課：好ましいことではないのかもしれないが、現実的に装置に関する情報等が会社の機密であり公開されていないため、結果的には他の会社が携われないことになる。

委 員：②も過年度よりの引き続きの工事であるが、初年度の入札では落札者は次年度以降も工事をするという発注内容になっていたのか。

担当課：いいえ。2年目にも競争入札を行ったが、前年度に設置した装置と接続が出来ないという事で契約を解除した。その経過から一斉配信・自動配信をしなければならない防災無線という特性上当初設置業者と契約をしている。

委 員：この2件以外にも様々なシステムを導入されているが、著作権等の縛りがあ

と思うので、これ以外でも同様な契約になってしまうということか。

事務局：庁内では様々なシステムがあるが、継続して使用していく限りは同じような結果にならざるを得ないと考える。

委員：システムを導入すると導入費とは別に保守料が発生すると思うが、落札者は納入時だけでなく毎年保守料としてお金が入ってくる。システムを改良するとその発注もその業者にいくという理解でよいか。

事務局：色々なシステムがあるが、一般的にはご指摘のとおり。

委員：特命随意契約なので、価格を低く抑える方法は検討する必要があると思う。

委員：③は災害復旧工事と思うが、通常は緊急突発での発注ではないか。

事務局：応急処置は緊急突発で発注を行った。災害規模が大きかった為に本復旧については国費を受け競争入札により契約を行った。

委員：参加業者すべてが最低制限価格で入札しているがどういう事か。

担当課：積算については国の基準で行っているので適正と考えている。企業努力で低い金額で入札されていると考えている。

担当課：最低制限価格を公表しているので、最低制限価格で落札されそうな案件は、仕事を取りたければ最低制限価格で入札するしかない状況になっている。

事務局：当該ランクに該当するすべての業者が入札参加をしているわけではなく、自社で積算した結果が最低制限価格以上になる場合は入札に参加しないという場合もあるのではないか。

委員：④は金額はそれほど高くはないが、難易度の低い工事と思わる。参加した全社が最低制限価格で入札をしている。予定価格が高いのではないか。

事務局：本案件も当該ランクに該当する業者の半分以下しか参加していない。その理由が価格面だけであるかは定かではない。工事内容についても地下埋設物の写真撮影や図面作成など細かい作業が多く手間が掛かるため敬遠される業者もいたのかもしれない。

委員：事前資料にはランクごとの業者数の記載はない。今後入れるように。

事務局：はい。今後入れるよう検討する。

委員：⑤だが、かなり低い金額で落札しているが工事品質は大丈夫か。

事務局：細い農道の曲がり角に設置する鉄板の工事で、金額のほとんどは人件費となる。鉄板は規格品なので品質に問題はないと思っている。

#### 4. その他

##### (1) 総合評価（市庁舎等清掃業務）入札制度について（説明）

事務局：〈市庁舎等清掃業務委託総合評価入札制度について説明〉

委員：制度として低入札基準価格が設けられており、その価格を下回っても失格とならないと思うが、低入札基準価格を設けている理由は何か。

事務局：建設工事では最低制限価格を設けており、その価格を下回ったものは品質が著しく悪くなる可能性が高いため失格としている。考え方は工事と同じだが本案件は業務委託なので下回っても失格とはしていない。

委員：他の市町村も実施しているが、庁舎清掃業務で総合評価入札制度がなじむのか。総合評価を導入したことで清掃業務の技術力が向上するのか。就労困難者や障害者雇用などの項目は否定しないが、低公害車の利用などは清掃業務とはあまり関係が無いように思う。

事務局：建設工事の総合評価入札制度と違い、行政の福祉化の観点から大阪府などで庁舎清掃業務の総合評価入札制度を導入され、その行政の福祉化の点から障害者の雇用などの評価をしている。

委員：前回の入札で参加者の点数はどうだったのか。

事務局：価格の部分で評価が高かった業者が総合点でも高くなっていた。

他市においては価格面の評価を低くして、別の評価項目を入れているところが多くある。当課内でも検討したが今回は前回と同様の評価項目とした。

会長：原案のとおり実施という意見とする。

(2) 次回の開催日時について

(3) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について

## 5. 出席者

委員3名、工事関係課12名、事務局6名